

食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱

制 定 平成 28 年 3 月 29 日 27 消安第 6176 号
最終改正 令和 4 年 12 月 2 日 4 消安第 3952 号

第 1 農林水産大臣は、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業実施要領（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 消安第 6183 号農林水産事務次官依命通知。）及び食料安全保障確立対策事業実施要領（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 消安第 6184 号農林水産事務次官依命通知。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 第 1 に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表 1 に掲げるところによる。

第 3 別表 1 の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用をしてはならない。

第 4 適正化法第 5 条、適正化法施行令第 3 条及び規則第 2 条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の申請書は、別表 2 の左欄に定める事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める交付決定者（以下「交付決定者」という。）に提出するものとする。

3 事業実施主体は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

第 5 規則第 2 条の規定による申請書の提出期限は、毎年度交付決定者が別に定める日とする。

第 6 交付決定者は、第 4 第 2 項の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金交付決定の通知を行うものとする。

2 第 4 第 2 項の規定による申請書が到達してから当該申請に係る前項による補助金交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

第 7 事業実施主体は、適正化法第 9 条第 1 項、規則第 4 条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

第 8 事業実施主体が地方公共団体以外の場合にあっては、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届けなければならない。

2 事業実施主体が地方公共団体以外の場合にあっては、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般的の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般的の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 事業実施主体が地方公共団体以外の場合にあっては、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

第 9 事業実施主体は規則第 3 条第 1 号の規定に基づき、交付決定者の承認を受けようとする場合には、別記様式第 3 号の補助金等変更（中止又は廃止）承認申請書を交付決定者に提出しなければならない。

第 10 規則第 3 条第 1 号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表 1 の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第11 事業実施主体は規則第3条第2号の規定により交付決定者の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を交付決定者に提出しなければならない。

第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

第13 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付決定に係る年度の11月30日現在において、別記様式第5号により補助金遂行状況報告書を作成し、翌月の末日までに交付決定者に提出するものとする。ただし、別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

2 交付決定者は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要と認めるときは、事業実施主体に対して、当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

第14 事業実施主体は、補助事業を完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第7号による実績報告書を交付決定者に提出するものとする。ただし、別表1の区分欄2の経費の欄4の（1）及び（2）に係るものにあっては、規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、補助金の全額が概算払により交付された場合は、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月30日までとする。

2 第4第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

第15 交付決定者は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

2 交付決定者は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第16 事業実施主体は、第15第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に關し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に關わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事業がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14第1項に準じて提出するものとする。

2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第15第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

第17 交付決定者は、第9の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

（1）事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の处分若しくは指示に違反した場合

（2）事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

（3）事業実施主体が、補助事業に關して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

（4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が

なくなった場合

- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項（1）から（3）までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるとときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項（括弧書きを除く。）の規定を準用する。

第18 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第19 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 4 第18第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

第20 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。

第21 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物の保管の期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年とする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 2 前項に基づき整備及び保管すべき帳簿及び証拠書類又は証拠物のうち、電磁的記録により整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第22 交付決定額の下限は、民間団体等にあっては、3,500万円とする。
ただし、交付先の選定を公募により行うときは、この限りではない。

第23 事業実施主体は、第4第2項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第9の規定による補助事業の変更、中止又は廃止の申請、第12の規定による概算払請求、第13の規定による状況報告、第14第1項の規定による実績報告、第14第3項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告、第16第1項の規定による実績報告及び第19第3項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により交付申請等を行う場合において、システムにより提供する様式があるときは、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項の規定により交付申請等が行われた事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 事業実施主体が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、食の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日19消安第15444号農林水産事務次官依命通知。（以下「旧要綱」という。））は廃止する。ただし、旧要綱によって平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この通知による改正は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく事業メニュー（豚熟経口ワクチン製造用機器導入支援事業費）にあっては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この通知による改正は、令和 4 年 12 月 2 日から施行する。

別表1（第2、第3、第10関係）

区分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金	<p>動物用医薬品対策事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費</p> <p>(1) 動物用医薬品の承認申請資料に関する国際基準作成推進事業費</p> <p>(2) 新技術を活用した動物用医薬品等基準等作成推進事業費</p> <p>(3) 新技術を活用した動物用医薬品等実用化促進事業費</p> <p>(4) 希少疾病等用動物用医薬品実用化促進事業費</p> <p>(5) 薬剤耐性菌リスク低減のための動物用ワクチン等実用化促進事業費</p> <p>(6) 豚熱経口ワクチン実用化促進事業費</p>	定額（消費・安全局長が別に定める経費にあっては、消費・安全局長が別に定める額以内）	経費の欄に掲げる(1)から(6)までの経費の相互間における経費の増減	事業実施主体の変更
2 食料安全保障確立対策事業費補助金	<p>1 畜産安全対策事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費</p> <p>(1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業費</p> <p>ア 獣医師養成確保修学資金給付事業費</p> <p>イ 獣医師確保・能力向上支援・就業支援対策事業費</p> <p>(ア) 臨床実習等支援事業費</p> <p>(イ) 新規獣医師臨床研修促進事業費</p> <p>(ウ) 管理獣医師等育成支援・獣医師終業支援対策事業費</p> <p>ウ 地域獣医療体制整備支援事業費</p> <p>エ 産業動物遠隔診療推進事業費</p>	定額（消費・安全局長が別に定める経費にあっては、消費・安全局長が別に定める額以内）	<p>経費の欄に掲げる1から4までの経費の相互間における経費の増減</p> <p>経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間における経費の増減</p>	事業実施主体の変更

別表1（第2、第3、第10関係）

区分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	2 水産防疫対策事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費 (1) 水産動物防疫体制整備モデル事業費 ア 養殖場における疾病清浄化対策費 イ 疾病サーベイランスの実施及び養殖場における衛生管理強化・疾病防止支援対策費 3 病害虫・雑草の防除対策の高度化事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費 (1) 新たな課題に対する効果的防除法の確立事業費 ア ドローン等を用いた病害虫防除法の確立事業費 イ マイナー作物等における防除法の確立事業費 4 家畜衛生対策事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費 (1) 牛疾病検査円滑化推進対策事業費 ア 死亡牛検査処理安定化対策費 イ 死亡牛検査支援対策費 ウ 事業推進対策費	定額（消費・安全局長が別に定める経費にあっては、消費・安全局長が別に定める額以内） 定額	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減 経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げる(1)から(4)までの経費の相互間における経費の増減 経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更 事業実施主体の変更 事業実施主体の変更

別表1（第2、第3、第10関係）

区分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	(2) 家畜生産農場衛生対策事業費 ア 疾病清浄化支援対策費 イ 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策費 ウ 農場HACCP導入推進強化事業費 (3) 動物用ワクチン等保管事業費 (4) 我が国のOIE認定施設活動支援事業費 5 野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業費 事業実施主体が実施要領に基づいて事業を行うのに要する次の経費 (1) 野生動物を対象とした家畜疾病対策の人材の育成・強化事業費 ア 都道府県活動支援事業費 イ 実地演習支援事業費	定額（消費・安全局長が別に定める経費にあっては、消費・安全局長が別に定める額以内） 定 額 定 額 1／2 以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における国庫補助金の30%を超える増減 事業実施主体の変更 経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	

別表2（第4関係）

食品安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等に係る交付決定者

事業実施主体の区分	交付決定者
動物用医薬品対策事業、畜産安全対策事業、水産防疫対策事業、病害虫・雑草の防除対策の高度化事業、並びに家畜衛生対策事業（家畜生産農場衛生対策事業のうち疾病清浄化支援対策（豚熱予防液の備蓄に係るものに限る。）及び農場HACCP導入推進強化事業、動物用ワクチン等保管事業並びに我が国のOIE認定施設活動支援事業に限る。）の事業実施主体	農林水産大臣
家畜衛生対策事業（牛疾病検査円滑化推進対策事業並びに家畜生産農場衛生対策事業のうち疾病清浄化支援対策（牛疾病的取組に係るものに限る。）及び農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策）及び野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業の事業実施主体	
事業実施主体の主たる事務所の所在地が沖縄県である場合	農林水産大臣
事業実施主体の主たる事務所の所在地が北海道である場合	北海道農政事務所長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県又は福島県である場合	東北農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が新潟県、富山県、石川県又は福井県である場合	北陸農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県又は静岡県である場合	関東農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が岐阜県、愛知県又は三重県である場合	東海農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は和歌山県である場合	近畿農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県又は高知県である場合	中国四国農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県である場合	九州農政局長

別記様式 第1号 (第4関係)

〇〇年度食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 (※) 殿

〔※別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める交付決定者〕

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱第4の規定に基づき、補助金円の交付を申請する。

区分	補助金	備考
別表1の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる事業名を記載する。		
小計		
合計		

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。

記

様式

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

(注) 事業の目的及び事業の内容については、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業実施要領第4又は食料安全保障確立対策事業実施要領第4に基づき作成された事業計画を添付すること。

III 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する (又は要した) 経費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	自己負担金 (B)	その他 (C)	
別表1の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる事業名とその経費を記載する。	円	円	円	円	
合 計					

(注) 1 区分の欄には、事業実施主体ごとに必要な事業を記載すること。
2 備考欄には、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額○○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

IV 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
国 庫 補 助 金 自 己 負 担 金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較		備考
			増	減	
別表1の区分の欄に掲げる区分及び 経費の欄に掲げる事業名を記載する。	円	円	円	円	
合計					

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。

V 補助事業の完了予定年月日（又は事業完了年月日）

VI 添付書類

- 1 事業実施主体の定款又は寄付行為（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）
- 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）
- 3 事業の一部又は全部を委託する場合にあっては、委託契約書の写し（実績報告に限る。）

- (注) 1 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の変更等がない場合にあっては省略することができます。
- 2 添付書類のうち、定款又は寄付行為（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式 第2号 (第8関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

[事業実施主体] 殿

所在地
団体名
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) 農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式 第3号 (第9関係)

〇〇年度食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者（※） 殿

〔※別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める交付決定者〕

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と書き換え、補助金等の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書とし、変更（中止又は廃止）前は括弧書で上段に記載すること。

2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。
(申請時以降変更のない場合は省略できる。)

別記様式 第4号 (第12関係)

〇〇年度第〇四半期食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等概算払請求書

番 号
年 月 日

交付決定者 (※) 殿

〔※別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める交付決定者〕

官署支出官〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付決定通知のあった、この事業について、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(C) 既受領額		(B) 今回請求額		(A) - (B) + (C) 残額		事業完了予定期 年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇 日迄予定 出来	金額	〇月〇日迄予定 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		

- (注) 1 補助事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
 2 補助事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
 3 区分の欄は、別記様式第1号の記の「III 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式 第5号 (第13関係)

〇〇年度食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者(※) 殿

〔※別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める交付決定者〕

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱第13の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		〇〇年11月30日までに完了したもの		〇〇年12月1日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日		
	円	円	%	円			

- (注) 1 区分の欄は、別記様式第1号の記の「III 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業に要した支払金額）を記載すること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式 第6号 (第13関係)

○○年度食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等概算払請求書

番 号
年 月 日

交付決定者 (※) 殿

〔※別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める交付決定者〕

官署支出官○○ 殿

所在地
団体名
代表者氏名

○○年○月○日付け○第○号で交付決定通知のあった、この事業について、下記により金○○○○円を概算払によって交付されたく請求する。

また、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱第13の規定に基づき、○年11月30日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

○年11月30日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(C) 既受領額		遂行状況報告	(B) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		○年11 月30日 現在の 出来高	金額	○月○ 日迄予 定出来 高	金額		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 補助事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
 2 補助事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
 3 区分の欄は、別記様式第1号の記の「III 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式 第7号 (第14関係)

〇〇年度食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等実績報告書

番 号
年 月
日

交付決定者 (※) 殿

〔※別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める交付決定者〕

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱第14の規定により、その実績を報告する。（なお、併せて未受領額〇〇〇円の交付を申請する。）

記

(注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。また、このほか、国が支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。
- 3 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式 第8号 (第14関係)

〇〇年度食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等消費税仕入控除税額報告書

番年 月 号日

交付決定者（※） 殿

※別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める交付決定者

所在地
団体名
代表者氏名

記

1	適正化法第15条の補助金の額の確定 (○○年○○月○○付け○○第○○○号による額の確定)	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
 - ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
 - ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
 - ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合

2 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期間も記載すること

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合 その理由

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

 - ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業所の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印があるもの）
 - ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする

別記様式 第9号 (第21関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名									備 考		
事業種類	事業の内容					工期		経費の区分			処分制限期間		処分の状況		
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	国庫補助金	都道府県費	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分内容
計								円	円	円	円				
	計														
計															
	計														
合 計															

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。